

議案第 8 2 号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 6 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 老人デイサービスセンターは、 <u>障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち同条第 7 項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。</u>	(業務) 第 3 条 [略] 2 [略]
(利用料金) 第 9 条 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生	(利用料金) 第 9 条 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生

労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。

## 2 [略]

（利用定員）

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とし、指定生活介護を利用する者を含むものとする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

（利用対象者）

第16条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人 デイサービスセンターの利用者対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(4) [略]

## 2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者

(2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

（利用料金）

第17条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人 デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

## 2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び特定費用を納付しなければならない。

(1) 前条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 前条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。

## 2 [略]

（利用定員）

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

（利用対象者）

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(4) [略]

（利用料金）

第17条 老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令で規定する費用で、指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で、指定管理者が定める額

<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第24条 <u>さいたま市公の施設の指定管理者の指定の</u> 手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額</p> <p>ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で<u>市長</u>が定める額</p> <p>イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で<u>市長</u>が定める額</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>指定生活介護の利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用</u></p> <p>ア <u>第16条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>イ <u>第16条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 前項の場合にあつては、第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、<u>第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。)</u>」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第17条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第24条 <u>さいたま市公の施設の指定管理者の指定の</u> 手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額</p> <p>ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で、<u>市長</u>が定める額</p> <p>イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で、<u>市長</u>が定める額</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、<u>第17条、第20条及び第21条において同じ。)</u>」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び<u>第17条中</u>「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。</p>
---	--

(さいたま市年輪荘条例の一部改正)

第2条 さいたま市年輪荘条例(平成13年さいたま市条例第148号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 センターは、次に掲げる者について、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>第5条第1項に規定する<u>障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 第3条第1項第2号に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 <u>第3条第2項第2号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額</u></p> <p>3 <u>第3条第3項各号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を、</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 第3条第1項第2号に規定する者及び同条第3項に規定する事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第10条 [略]</p>

センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第3条第3項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 第3条第3項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

4 前3項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、前条の規定によりホームに入所した者又はセンターを利用する者が、天災その他特別の事由により利用料金を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が年輪荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 第3条第1項第2号に規定する者は、市長が別に定める額

(2) 第3条第2項第2号に規定する者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令が規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(3) 第3条第3項第1号に該当する者は、障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額及び特定費用

(4) 第3条第3項第2号に該当する者は、障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額及び特定費用

2 前項の場合にあっては、第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第8条、第9条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定

(減免)

第11条 市長は、第10条の規定によりホームに入所した者が、天災その他特別の事由により市長が定める額を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(さいたま市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正)

第3条 さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 センターは、次に掲げる者について、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第5条第1項に規定する<u>障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス</u>（以下「<u>指定生活介護</u>」という。）を行うことができる。ただし、<u>大砂土センター</u>においては、<u>指定生活介護のうち入浴は行わない。</u></p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 第3条第1項第1号に掲げる者でセンターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 第3条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 第3条第1項第1号に掲げる者でセンターを利用しようとするもの及び同条第2項に規定する事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金</p>

る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。

(1) 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

2 第3条第2項各号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第3条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 第3条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

3 前2項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第1項第2号又は同条第2項各号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

(1) 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(3) 第3条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額及び特定費用

(4) 第3条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額及び特定費用

2 前項の場合にあっては、第9条第1項及び第2

として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。

(1) 地域密着型通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定する額の範囲内において指定管理者が定める額

2 前項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

(1) 地域密着型通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額の範囲内において市長が定める額

2 前項の場合にあっては、第9条第1項の規定を

項の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「市長」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、同項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「市長」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

（さいたま市与野本町デイサービスセンター条例の一部改正）

第4条 さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 センターは、<u>次に掲げる者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 第2条第1項第1号に掲げる者でセンターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 センターは、<u>市内に居住する在宅の18歳以上の身体障害者で次に掲げるものについて、自立訓練、生活介護等の事業を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が認める者</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 第2条第1項第1号に掲げる者でセンターを利用しようとするもの<u>及び同条第2項に規定する事業を利用しようとする者は、</u>あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>

<p>(利用料金)</p> <p>第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額</p> <p>(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額</p> <p>2 <u>第2条第2項各号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1) 通所介護 <u>介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定する額の範囲内において指定管理者が定める額</p> <p>2 <u>センターで第2条第2項に規定する事業を利用する者は、市長が別に定める額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>
--	---

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例（平成29年さいたま市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第12条の改正を次のように改める。

<p>(費用等の収入)</p> <p>第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(費用等の収入)</p> <p>第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用、<u>同条第2項各号に規定する者への地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係る費用及び第10条の規定による費用</u>を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>
---	--

第8条中第13条の改正を次のように改める。

<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定</p>
---	---

の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号又は同条第2項各号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

- (1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額
- (3) 第2条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額及び特定費用
- (4) 第2条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額及び特定費用

2 前項の場合にあつては、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。））」とあるのは「市長」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

- (1) 通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額の範囲内において市長が定める額
- (3) 介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額
- (4) 第2条第2項に規定する事業 市長が別に定める額

2 前項の場合にあつては、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。））」とあるのは「市長」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。